

○ 京都府看護協会研修センターに係る固定資産税の減免について

(平 11・10・7 理税主第 32 号 左京区長あて副市長名)

標記の件について、下記のとおり減免することとしましたので、適切な措置を講じてください。

記

京都府看護協会が所有し、研修センターの用に供する京都市左京区高野泉町 4 0 番地 5 に所在する家屋（家屋番号 4 0 番 5）については、京都市市税条例施行細則第 4 条の 6 第 1 項第 8 号（現行 第 7 号）の規定に基づき、当該家屋に係る固定資産税額の 5 割に相当する額を減免する。